

亀山市告示第107号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成30年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年亀山市条例第98号）第13条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年6月7日

亀山市長 櫻井 義之

平成30年度亀山市一般廃棄物処理実施計画

1 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する基本計画の実施のために必要な平成30年度の計画及び事業を定め、一般廃棄物の減量化及び適正かつ効率的な処理を図ることを目的とする。

2 計画区域

亀山市全域

3 ごみ処理実施計画

(1) ごみ分別区分

分別区分	主なもの
一般ごみ	生ごみ、紙くず類、草木類、革製品、ビニール製の容器類や袋類、ガラス・食器類・資源にならないびん、ゴム類・プラスチック類、衣類ほか
破砕粗大ごみ	家電製品、金属類、家具類、軽車両、陶磁器類、缶類、布団・じゅうたん類、長尺物ほか
危険ごみ	卓上ガスボンベ、スプレー缶、ライター
有害ごみ	鏡、蛍光管、水銀体温計、水銀電池
可燃系資源ごみ	新聞、ダンボール、雑誌・本・パンフレット、飲料用紙パック、古布・毛布
不燃系資源ごみ	飲料用缶、茶色びん、無色透明びん、リターナブルびん
直接搬入ごみ	バッテリー、タイヤ、がれき類、廃材ほか 事業活動に伴い発生するごみ
ペットボトル・白色トレイ	ペットボトル、ペットボトルのふた、白色トレイ
使用済小型家電	電気・電池で動く小型の家電製品

(2) 一般廃棄物の発生量の見込み

単位：t

廃棄物の種類	排出量	内訳	
		家庭系ごみ	事業系ごみ
一般ごみ	13,893	9,863	4,030
破砕粗大ごみ	1,426	1,385	41

資源ごみ	1, 6 1 1	1, 5 7 8	3 3
合計	1 6, 9 3 0	1 2, 8 2 6	4, 1 0 4
資源回収団体回収量	6 1 2		

(3) 総発生量に対する発生原単位及びリサイクル率目標値

発生原単位	リサイクル率
9 5 7 g / 人・日	3 6 . 5 %

(4) 収集運搬計画

ア 家庭系一般廃棄物

(ア) 家庭系一般廃棄物の処理

家庭系一般廃棄物は、ごみ収集カレンダーにより市において収集・運搬を行い、又は排出者自ら運搬し、市において処分を行う。

(イ) 収集方法

種類	収集見込み量(t)	収集主体	収集回数	収集方法	搬入先
一般ごみ	8, 9 1 9	市 委託業者	週 2 回	ステーション回収	亀山市総合環境センター
破碎粗大ごみ	5 2 8	委託業者	月 2 回	ステーション回収	亀山市総合環境センター
可燃系資源ごみ	1, 2 8 6	委託業者	月 2 回	ステーション回収	亀山市総合環境センター
不燃系資源ごみ		委託業者	月 2 回	ステーション回収	亀山市総合環境センター
ペットボトル・白色トレイ		委託業者	月 2 回	ステーション回収	亀山市総合環境センター
使用済小型家電	3 0	市	随時	拠点回収	亀山市総合環境センター

(ウ) 収集・運搬（法第6条の2第2項に規定する市以外のもの）

内 容	事業者名・団体名	所在地・代表者住所
収集・運搬委託業者	有限会社亀山野崎清掃社	亀山市北鹿島町3番21号
	有限会社豊田衛生	亀山市阿野田町1870番地
	有限会社井田川清掃	亀山市和田町1267番地7
	有限会社関清掃	亀山市関町萩原272番地
粗大ごみ軒先収集委託	社会福祉法人伊勢亀鈴会 亀山社会的事業所まかせ太君	亀山市南崎町741番地6
不法投棄パトロール委託	公益社団法人亀山市シルバー人材センター	亀山市東町一丁目1番7号
集団回収活動団体	阿野田横尾会	亀山市阿野田町
	白木老人会	亀山市白木町
	亀山地区婦人会城西支部	亀山市西丸町
	野尻農協婦人部	亀山市布気町
	木下資源回収グループ	亀山市木下町
	西町婦人会	亀山市西町
	しいのみ会	亀山市辺法寺町
	亀山こども劇場	亀山市若山町
三重県立亀山高等学校生徒会	亀山市本町一丁目	

	新日本婦人の会亀山支部	亀山市野村一丁目
	白川地区婦人会	亀山市小川町
	学童保育所くれよんくらぶ	亀山市みどり町
	羽若子供会	亀山市羽若町
	堂坂元気クラブ	亀山市川崎町
	市橋隆雄さんを支える会	亀山市本町一丁目
	本町四丁目松趣クラブ	亀山市本町四丁目
	川崎小学校区放課後児童クラブ あおぞらげんき	亀山市能褒野町

イ 事業系一般廃棄物

(ア) 事業系一般廃棄物の処理

事業系一般廃棄物の処理は原則として排出者自らの責任において自ら廃棄物処理施設に直接搬入するか、一般廃棄物処理業者に収集運搬を委託し、適正に処理するものとする。

(イ) 一般廃棄物処理業者（法第7条第1項の規定により許可を受けた業者）

許可番号	事業所名	住所	電話番号
亀山 17 第 22 号	有限会社 WEST グループ	鈴鹿市南玉垣町 6 2 9 1 番地 1	0 5 9 - 3 8 1 - 1 7 1 7
亀山 17 第 24 号	中部メディカル有限会社	名古屋市北区楠町大字喜惣治新田字 中島 3 4 0 番地	0 5 2 - 9 0 1 - 1 3 1 0
亀山 17 第 25 号	有限会社進栄サービス	四日市市中野町 2 0 1 0 番地	0 5 9 - 3 3 9 - 7 0 0 0
亀山 17 第 26 号	株式会社カンセイ	鈴鹿市北玉垣町 5 8 番地 1	0 5 9 - 3 8 2 - 1 2 6 5
亀山 17 第 28 号	株式会社東海環境サービス	桑名市大字東汰上 1 0 0 9 番地	0 5 9 4 - 2 2 - 6 3 4 9
亀山 17 第 30 号	株式会社ウエスギ	四日市市天カ須賀新町 1 番地 3 2	0 5 9 - 3 6 5 - 6 8 0 0
亀山 17 第 35 号	マックメタル株式会社	伊勢市村松町 1 3 8 2 番地 1	0 5 9 6 - 3 7 - 5 1 6 8
亀山 17 第 37 号	浅井東海物流株式会社	四日市市新正三丁目 1 番 5 号	0 5 9 - 3 5 3 - 3 7 4 7
亀山 17 第 38 号	株式会社鈴友	鈴鹿市三日月三丁目 2 3 番 1 3 号	0 5 9 - 3 8 2 - 1 5 6 4
亀山 17 第 39 号	マルゼン有限会社	津市大倉 1 3 番 2 6 号	0 5 9 - 2 2 8 - 9 0 3 6
亀山 17 第 40 号	三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋 4 7 1 3 番地	0 5 9 5 - 2 0 - 1 1 1 9
亀山 17 第 44 号	朝日金属株式会社	名古屋市北区六が池町 5 5 5 番地	0 5 2 - 9 0 1 - 2 1 1 1
亀山 17 第 47 号	有限会社ダストパン	松阪市新松ヶ島町 1 8 9 番地 2 2	0 5 9 8 - 5 2 - 1 8 6 8
亀山 17 第 48 号	エムテック株式会社	松阪市桂瀬町 2 1 7 番地 1	0 5 9 8 - 3 6 - 0 4 0 7
亀山 17 第 49 号	有限会社トーカン	員弁郡東員町大字六把野新田字野畑 1 2 0 8 番地	0 5 9 4 - 7 6 - 0 6 2 9
亀山 17 第 57 号	社会福祉法人伊勢亀鈴会	鈴鹿市八野町 4 2 8 番地の 1	0 5 9 - 3 7 8 - 6 6 6 6
亀山 17 第 58 号	NHS 名古屋株式会社	名古屋市千種区内山三丁目 1 8 番 1 0 号 千種ステーションビル内	0 5 2 - 7 3 3 - 1 6 1 5
亀山 17 第 62 号	株式会社環境リサイクル	四日市市三重二丁目 2 8 番地	0 5 9 - 3 3 0 - 0 5 1 5
亀山 17 第 69 号	有限会社安芸土木	津市安濃町草生 4 3 6 1 番地	0 5 9 - 2 6 8 - 4 1 2 8
亀山 17 第 70 号	株式会社チーム一休	四日市市青葉町 8 0 0 番地 5 6	0 5 9 - 3 4 0 - 7 5 1 9
亀山 17 第 71 号	スーパーサンシ株式会社	四日市市河原田町 1 3 0 1 番地	0 5 9 - 3 7 3 - 4 0 3 4
亀山 17 第 72 号	有限会社ふじクリーンサービス	鈴鹿市東磯山一丁目 2 4 番 2 1 号	0 5 9 - 3 8 6 - 6 6 0 4
亀山 17 第 73 号	便利屋あさひ	鈴鹿市秋永町 9 8 9 番地の 4	0 5 9 - 3 8 8 - 0 2 3 2
亀山 18 第 01 号	みどり清掃有限会社	津市一身田平野 6 6 5 番地	0 5 9 - 2 3 2 - 1 3 3 3

亀山 18 第 02 号	中谷商店	亀山市関町木崎 1 4 2 5 番地	0 5 9 5 - 9 6 - 0 3 3 4
亀山 18 第 03 号	有限会社亀山野崎清掃社	亀山市北鹿島町 3 番 2 1 号	0 5 9 5 - 8 2 - 0 8 2 2
亀山 18 第 05 号	有限会社井田川清掃	亀山市和田町 1 2 6 7 番地 7	0 5 9 5 - 8 2 - 2 0 0 6
亀山 18 第 06 号	有限会社三功	津市久居明神町 1 3 0 4 番地の 3 7	0 5 9 - 2 5 5 - 5 1 7 7
亀山 18 第 08 号	株式会社きれい・リサイクルシステム	亀山市東御幸町 2 1 9 番地 1 8	0 5 9 5 - 8 2 - 9 5 0 8
亀山 18 第 09 号	株式会社フジコウ	鈴鹿市住吉町 8 4 4 0 番地	0 5 9 - 3 7 8 - 5 1 5 0
亀山 18 第 11 号	有限会社豊田衛生	亀山市阿野田町 1 8 7 0 番地	0 5 9 5 - 8 2 - 1 7 3 8
亀山 18 第 12 号	株式会社大京産業	四日市市大治田三丁目 5 番 1 1 号	0 5 9 - 3 4 8 - 7 8 7 8
亀山 18 第 13 号	株式会社向陽	津市森町 1 9 2 2 番地 1	0 5 9 - 2 5 2 - 1 3 0 0
亀山 18 第 17 号	有限会社大邦興業	鈴鹿市東玉垣町 5 0 0 番地の 7 6	0 5 9 - 3 8 1 - 2 2 7 7
亀山 18 第 18 号	公益社団法人亀山市シルバー人材センター	亀山市東町一丁目 1 番 7 号	0 5 9 5 - 8 2 - 8 5 1 2
亀山 18 第 33 号	有限会社三栄金属商会	鈴鹿市北玉垣町 1 9 2 9 番地の 1	0 5 9 - 3 8 4 - 7 4 2 3
亀山 18 第 42 号	株式会社鈴浄会	鈴鹿市東玉垣町 5 0 0 番地の 1 1 2	0 5 9 - 3 8 2 - 0 6 4 9
亀山 18 第 43 号	有限会社関清掃	亀山市関町萩原 2 7 2 番地	0 5 9 5 - 9 6 - 0 8 1 4
亀山 18 第 46 号	株式会社イトジュ	四日市市川原町 1 番 3 号	0 5 9 - 3 3 1 - 3 2 5 2
亀山 18 第 50 号	鈴木清掃	津市芸濃町棕本 8 9 2 番地 1 3 5	0 5 9 - 2 6 1 - 8 6 1 3
亀山 18 第 53 号	きれいずきサービス株式会社	津市香良洲町 5 6 5 0 番地の 1	0 5 9 - 2 9 2 - 6 2 1 1
亀山 18 第 55 号	株式会社サカモト	津市雲出本郷町 1 8 0 5 番地	0 5 9 - 2 3 4 - 6 6 0 0
亀山 18 第 56 号	有限会社三重キンキベーパーセンター	津市安濃町安濃 2 3 6 0 - 1 0	0 5 9 - 2 6 8 - 3 2 2 6
亀山 18 第 59 号	株式会社中央メタル	四日市市生桑町 2 4 5 1 番地 6	0 5 9 - 3 3 0 - 7 0 7 7
亀山 18 第 61 号	便利屋さくら 平出 勢子	鈴鹿市白子町深田 8 2 番地	0 5 9 - 3 8 8 - 3 8 6 6
亀山 18 第 63 号	株式会社ベスパ	奈良県大和郡山市新町 7 4 4 番地 2 0	0 7 4 3 - 5 4 - 2 1 9 9
亀山 18 第 65 号	有限会社アラカワ	四日市市楠町北五味塚 1 1 4 番地の 1	0 5 9 - 3 9 7 - 5 6 0 0
亀山 18 第 66 号	株式会社マサキ	名張市朝日町 1 5 0 8 番地 3	0 5 9 5 - 4 2 - 8 1 3 1
亀山 18 第 67 号	FLAT SERVICE	亀山市太岡寺町 5 3 6 番地 4 2	0 5 9 5 - 8 2 - 2 4 4 0
亀山 18 第 68 号	株式会社信誠興業	鈴鹿市東玉垣町 5 0 0 番地 4 8	0 5 9 - 3 8 2 - 3 0 6 3
亀山 18 第 74 号	高田紙業有限会社	奈良県桜井市大字芝 1 0 2 4 番地	0 7 4 4 - 4 3 - 3 7 3 7

(5) 市で収集・処理しないごみ（適正処理困難物）

分類・区分	品 目
特定家庭用機器再商品化法の対象機器として指定されたもの	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンディショナー
爆発引火等の危険があるもの	火薬類、オイル・ガソリン・灯油・軽油等の廃油、消火器、L P ガスボンベ
塗料又は毒性のあるもの	ペンキ・シンナー類、農薬、毒物、肥料
感染のおそれのある医療系一般廃棄物	注射針等家庭から発生する感染のおそれのある医療系廃棄物
その他	液体類、灰等の市で処理することが困難と認められるもの
	大きさ 30cm を超えるコンクリートがら等

(6) 中間処理計画

一般廃棄物の処理量、処理主体及び処理方法

廃棄物の種類		処理見込み量 (t)	収集・運搬	中間処理	
			主体	処理主体	処理方法
一般ごみ	草 (直接搬入分)	984	市 委託業者	市	破碎・資源化・溶融 (溶融飛灰は資源化)
	上記以外	12,909		市	溶融 (溶融飛灰は資源化)
破碎粗大ごみ	有害ごみ	8	委託業者	野村興産株式会社	資源化
	上記以外	1,388		市	破碎・溶融 (破碎後の金属屑及び溶融飛灰は資源化)
				資源回収業者	資源化 (金属くず)
資源ごみ	紙類	1,125	委託業者	資源回収業者	資源化
	紙パック	9	委託業者	市	分別
				資源回収業者	資源化
	飲料用缶	54	委託業者	市	破碎
				資源回収業者	資源化
	びん類	236	委託業者	資源回収業者	資源化
	ペットボトル	89		市	圧縮・梱包
資源回収業者				資源化	
白色トレイ	5	資源回収業者		資源化	
その他のごみ	使用済小型家電	30	市	資源回収業者	資源化
	瓦礫等	93	排出者	資源回収業者	資源化
集団回収ごみ	紙類その他資源	612	資源回収団体	資源回収業者	資源化

(7) 一般廃棄物の発生の抑制のための方策

市民	<p>食品ロスの削減</p> <p>生ごみの水切りと処理容器の活用</p> <p>使い捨て製品の利用自粛</p> <p>レジ袋等包装ごみの発生抑制</p> <p>詰め替え製品の積極的利用</p> <p>不用となった衣類等の再使用協力</p> <p>プリンターの使用済インクカートリッジのリサイクル協力</p> <p>使用済リチウムイオン電池等のリサイクル協力</p> <p>リサイクルショップの活用や知人への譲渡による不用品の排出抑制</p> <p>資源物集団回収活動の積極的参加</p> <p>資源物店頭回収の積極的利用</p> <p>使用済小型電子機器回収ボックスの積極的利用</p>
事業者	<p>食品ロスの削減</p> <p>レジ袋等の過剰包装の自粛</p> <p>生ごみの水切りと処理容器の活用</p>

	使い捨て製品の利用自粛 詰め替え製品の積極的利用 排出時のリサイクル業者の積極的利用 店頭における資源物回収の実施 ごみ発生源での有効利用による排出抑制 事業所での紙ごみの発生抑制 産業廃棄物と一般廃棄物の適正分別と処分
市	食品ロス削減に向けた啓発 2R（発生・排出抑制と再使用）によるごみ減量の推進 生ごみの水切りと処理容器利用の推進 資源物回収と再生利用の拡大 ごみダイエットサポーター（減量推進員）と協働による取り組みの推進 レジ袋削減・マイバック推進運動の継続 資源物集団回収活動の見直し検討 事業所に対する適正排出への指導 ごみ処理に関する情報の公開 地域まちづくり協議会が実施するごみ減量活動も対する支援の検討 廃棄物処理手数料の適正見直し等

(8) 処理施設の概要

ア ごみ処理施設

施設名	関連施設	所在地	方式	能力
亀山市総合環境センター	熔融処理施設	亀山市布気町442番地	シャフト炉式 ガス化熔融	40 t / 24 h × 2 炉
	破砕粗大ごみ処理施設	亀山市布気町442番地	衝撃回転式破 砕・切断機	30 t / 5 h
	適正処理困難物二軸破 砕施設	亀山市布気町442番地	二軸破砕	12 t / 5 h
	ペットボトル圧縮梱包 機施設	亀山市布気町442番地	圧縮・梱包	200 kg / h
	小型焼却炉	亀山市布気町442番地	焼却	10 kg / h
亀山市刈り草コ ンポスト化セン ター	刈り草コンポスト化施 設	亀山市関町新所175 番地3	二軸再断式破 砕	1 t / 1 h (7 t / 日)

イ 最終処分施設

施設名	所在地	方式	容量
亀山市総合環境センター最終処分場	亀山市布気町 442番地	フレコンクローズドシステム	7,000 m ³

※平成22年度から、民間業者での資源化処理委託を行っており、本施設での最終処分は行っていない。

(9) 清潔の保持について

市内の土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。）は、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条第1項に規定する大掃除を1年に1度の目安で実施しなければならない。

4 生活排水処理計画

(1) 分別収集の種類、収集量、収集主体、収集回数、収集方法

種類	収集見込み量 (k l)	収集主体	収集回数	収集方法
し尿	2, 181	許可業者	随時	戸別収集
浄化槽汚泥	18, 373	許可業者	随時	戸別収集

(2) 許可業者

ア 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業

許可番号	事業者名	所在地
亀山 18 第 03 号	有限会社亀山野崎清掃社	亀山市北鹿島町 3 番 2 1 号
亀山 18 第 05 号	有限会社井田川清掃	亀山市和田町 1 2 6 7 番地 7
亀山 18 第 11 号	有限会社豊田衛生	亀山市阿野田町 1 8 7 0 番地
亀山 18 第 43 号	有限会社関清掃	亀山市関町萩原 2 7 2 番地

イ 浄化槽清掃業

許可番号	事業者名	所在地
亀山 18 第 14 号	有限会社亀山野崎清掃社	亀山市北鹿島町 3 番 2 1 号
亀山 18 第 15 号	有限会社井田川清掃	亀山市和田町 1 2 6 7 番地 7
亀山 18 第 16 号	有限会社豊田衛生	亀山市阿野田町 1 8 7 0 番地
亀山 18 第 45 号	有限会社関清掃	亀山市関町萩原 2 7 2 番地

(3) し尿・浄化槽汚泥処理量及び処理施設

種類	収集見込み量 (k l)	処理主体	処理施設
し尿	2, 181	市	亀山市衛生公苑
浄化槽汚泥	18, 373		

(4) し尿処理施設の概要

施設名	所在地	方式	能力
亀山市衛生公苑	亀山市野村町 1 7 8 9 番地	標準脱窒素処理方式及び高度処理方式	60kl/日

(5) 処理残さについて

し尿処理施設で発生する処理残さ（しさ、脱水汚泥又は乾燥汚泥）量については、以下のとおり。処理残さについては、溶融施設で継続して溶融処理し、発生するスラグは全量資源化する。

処理残さ量 (t)	843
-----------	-----